≪野田市奨学金返還支援事業≫

野田市に移住・定住する若者の奨学金の返還を支援

～野田市の将来を担う世代を応援～

市では、若い世代の移住の促進及び転出の抑制を図るため、若者の経済的負担を軽減する奨学金返還支援事業を開始する。

奨学金を利用し大学等を卒業した野田市に住む 39 歳以下で、本市に５年以上居住する意思を持つ自営業又は正規雇用されている方を対象に、１年当たり上限 12 万円を最大５年間支援する。

●支援対象者

次の全ての要件に該当する方を対象とします。

・支給申請日において、野田市に住民登録をしている方
・初めて支給申請した年の３月末時点で、39 歳以下の方
・大学、大学院、短期大学等を卒業した方
・初めて支給申請したときから、野田市に５年以上居住する意思をお持ちの方
・正規雇用されている又は自ら事業を営んでいる方
・市税を滞納していない方
・他の奨学金返還支援制度を利用していない方
・奨学金の返還を滞納していない方

●対象となる奨学金

・独立行政法人 日本学生支援機構　第１種奨学金
・公益財団法人 交通遺児育英会　貸与型奨学金

●支援金額等

毎年１月から 12 月までに返還した奨学金の 70 パーセント（千円未満切上げ、上限は１か月当たり１万円、年間 12 万円）に当たる額を最長５年間（最大 60 万円）支援する。

●申請

申請受付は令和８年２月を予定しており、令和７年中に返還した奨学金を対象に支援する。なお、次年度以降も支援を希望する場合は、再度の申請が必要となる。

問合せ＝企画調整課・直通 04-7197-5767
代表 04-7125-1111（内線 2362）

野　田　市